平成２１年（フ）第９９２号
千葉市花見川区花見川６番３棟207号
債務者　成田　涼子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１００２号
千葉県船橋市習志野台８丁目26番17号　ハイム鴇崎３号
債務者　濱村　正史
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２６号
千葉市中央区本町３丁目４番１号マクロード石橋305号
債務者　二村　　洋
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４５号
千葉県八千代市勝田台７丁目１番地７　サンハイツ102号
債務者　三部　茂子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７９号
愛知県稲沢市稲島１丁目65番地
債務者　秋田　住子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４５６号
愛知県稲沢市平和町丸渕下４番地63
債務者　宮城　功享
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５０号
岡山県倉敷市西阿知町新田31番地10コーポみやびＡ203
債務者　吉元みどり（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
盛岡市みたけ３丁目21番８号　パティオミタケ106号
債務者　與羽　政子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６６３号
盛岡市東仙北１丁目１番34―102号、旧住所盛岡市中央通２丁目１番７―407号
債務者　佐々木鉄男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６６６号
岩手県花巻市西大通り２丁目17番17号　アクティヴタウンⅠ棟
債務者　平賀　誓子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７１号
岩手県宮古市佐原２丁目７番３号
債務者　藤村　宏子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８４号
群馬県伊勢崎市三室町4127番地２　中嶋住宅６
債務者　福田　政晴
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４８９号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目218番地11
債務者　桐生真紀子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９５号
群馬県前橋市西片貝町２丁目44番地　プティメゾン西片貝402号
債務者　齋藤　知恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
群馬県前橋市大渡町１丁目９番地８　日神パレステージ前橋102号
債務者　原田　照彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１９号
群馬県前橋市朝倉町17番地３　コーポアサクラ102号
債務者　高橋ヤス子（旧姓田崎）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３９号
群馬県渋川市有馬外貝戸1030―４　ハイツモチヅキ、住民票上の住所埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮474番地１　県営二ツ宮団地１―405号
債務者　狩野　直也
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
前橋地方裁判所